

諸外国における私的複製制度の比較

	ベルギー	カナダ	フィンランド	フランス	ドイツ	イタリア	スペイン	スウェーデン	アメリカ
制度導入時期	1994年	1997年	1984年	1985年	1985年	2003年	2006年	1999年	1992年
補償金対象行為	録音・録画	録音	録音・録画	録音・録画	録音・録画	録音・録画	録音・録画	録音・録画	録音
対象機器・媒体	<ul style="list-style-type: none"> ・オーディオカセット(アナログ) ・オーディオカセット(DAT) ・ビデオカセット(アナログ) ・ミニディスク ・CD-R/RW(オーディオ用) ・CD-R/RW(データ用) ・DVD ・メモリーカード、USBスティック ・外付けHDD ・レコード機器 ・ハードディスク型家庭用機器 ・MP3・MP4プレーヤー、MP3・MP4機能付き携帯電話、タブレット端末 	<ul style="list-style-type: none"> ・CD-R/CD-RW ・CD-RA/CD-RWA ・テープ ・ミニディスク 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンパクトカセット ・VHS ・CD、DVD、ブルーレイ、ミニディスク ・外付けハードディスク ・記録容量を備えたデジタルレコーダー(例えばMP3やハードディスク付属のセットトップボックス) 	<ul style="list-style-type: none"> ・データCD-R/RW ・オーディオカセット ・オーディオCD ・ミニディスク ・ビデオカセット ・DVDデータ ・録音・録画機器に挿入されたハードディスク ・デコーダーやテレビ周辺機器に挿入された記録媒体 ・Hi-Fiデバイスに挿入されたハードディスク ・USBスティックや差し替え可能なメモリーカード ・外付けハードディスク ・ウォークマンフォン ・タブレット ・GPS・カーラジオの記録媒体 	<ul style="list-style-type: none"> ・オーディオカセット ・DAT/MD ・オーディオCD-R/RW ・VHS ・CD-R等の光学記録媒体 ・USBスティック ・メモリーカード ・CD/DVD書き出し機能のあるPC ・ハードディスク類 ・MP3レコーダー ・MP4レコーダー ・携帯端末等 	<ul style="list-style-type: none"> ・オーディオカセット ・オーディオCD-R/RW ・ミニディスク ・ビデオカセット ・デジタルVHS ・データCD-R/RW ・DVD+/RW ・DVD-/RW ・DVD Ram/DL ・ブルーレイ/RW ・メモリーカード ・USBスティック 	<ul style="list-style-type: none"> ・CD-R等の光学記録媒体 ・メモリーカード ・USBスティック ・MP3プレーヤー ・MP4プレーヤー ・CDレコーダー ・DVDレコーダー ・外付けハードディスク ・携帯端末等 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンパクトカセット ・ミニディスク ・CD-Rオーディオ ・Eカセット ・CD-R等の光学記録媒体 ・USBスティック ・外付けハードディスク ・MP3プレーヤー等の再生機器等 	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル録音のための記録媒体 ・デジタル録音のためのデバイス、ハードウェア、パソコン、ハードディスク
支払義務者	製造業者、輸入業者、EU域内の購買者、外国ウェブショップ	製造業者、輸入業者	製造業者、輸入業者、(小売業者)	製造業者、輸入業者	製造業者、輸入業者、再販業者、小売業者	製造業者、輸入業者	文化省	製造業者、輸入業者	製造業者、輸入業者
徴収団体	Auvible(法により一者指定されている)	CPCC(著作権法に基づき、著作権委員会により指定されている)	Tesco(教育文化省より2016年までの指定を受けている)	Copie France(著作権法で指定されている)	ZPU	SIAE	—	Copyswede	AARC
補償金額の決定方法	産業界、消費者、権利者等のステークホルダーで構成される私的複製委員会の助言を受けて経済省が定める	著作権委員会が定める	教育文化省の開催する製造業者、輸入業者、著作権者団体の交渉を踏まえて政府が定める	権利者、製造業者・輸入業者、消費者の代表者で構成される特別管理委員会が定める	ZPUと製造業者・輸入業者の協会の交渉を踏まえて、ZPUによって決められる	文化・国家遺産省の省令により定められる(3年更新)	複製によりもたらされる著作権者への損害を考慮して文化省が定める	著作権法により定められている(交渉を通じて減額することができる)	デジタル家庭内録音法(AHRA)によって定められる
徴収・分配方法	支払義務者は毎月Auvibleに売上額等の申告を行う義務がある。補償金は、権利者団体等で構成される委員会を通じて年1回分配される。補償金は録音と録画に分けられ、それぞれのシェアが確定すると、法令で定められた分配式を適用して各団体に分配される。各団体は、政府の承認を受けた各自の定める分配式に基づき、権利者に再分配する。	作曲家、レコード実演、音楽出版社、レコード会社各団体は、補償金の徴収・分配をCPCCに委任している。支払義務者は、原則として2か月に一度、報告書の提出と補償金の支払いが求められる。各権利者団体への分配割合は著作権委員会が定めており、CPCCから加盟権利者団体を通じて権利者に分配される。	製造業者と輸入業者は毎月報告を提出しなければならない。製造業者又は輸入業者が補償金を支払わない場合には、小売業者が支払わなければならない。Tescoは、政令又は省令により定められたスキームに応じて、毎年権利者団体を通じて権利者に分配を行っている。	補償金は毎月Copie Franceに支払われ、法律によって定められた分配スキームに従い毎月分配される。分配スキームには3段階あり、専用機器/汎用機器の種類に応じて音楽、映像、言語作品、視覚芸術の4分野に徴収額を分割する段階、それぞれの分野で作家、実演家、プロデューサー・出版社に分割する段階、それらを各団体に分配する段階、となっている。	ZPUから各構成団体に補償金が分配され、その後権利者に分配される。分配スキームについては、すべての構成団体から同意を得なければならない。	製造業者と輸入業者は四半月ごとに売上を報告し補償金を支払う。SIAEは、著作権法に基づき毎年、著作者、プロデューサー、実演家に分配する。分配スキームは法律により定められている。	補償金の徴収はなく、国家予算から補償金が支払われる。分配スキームは法律により決められており、それぞれの分野の管理団体に文化省より補償金が支払われ、管理団体が構成員の著作権者に分配する。	補償金は月に一度Copyswedeに対して支払われる。徴収された補償金は、著作者、実演家、プロデューサーを代表する権利者団体を通じて又は直接に、権利者に分配される。	AARCは、ARRCに登録している実演家と音楽レコード著作権者に直接補償金を分配するか、又は相互協定を結んでいる権利者団体を通じて権利者に補償金を分配している。分配方法はAHRAに定められている。
一人あたりの補償金支払額(2012年)	€ 2.14	€ 0.17	€ 1.31	€ 2.65	訴訟継続中のため支払われていない	€ 1.18	€ 0.03	€ 1.03	€ 0.00
共通目的への支出	なし	なし	録音の35%、録画の50%が社会目的への支出を義務付けられている	25%が社会目的への支出を義務付けられている	なし	映像に係る補償金のうち実演家に分配される額の50%は、芸術家や実演家のための職業支援や、研究・調査活動に充てられることが法律により定められている	20%が社会・文化目的への支出と定められている	なし	なし